

新型コロナウイルス感染症対策 建設労働者雇用促進助成金 募集要領

【問合せ先】

広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ

- 住 所 : 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
- 電 話 : 082-513-3821
- F A X : 082-223-3593
- E-mail : dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

令和3年4月1日

広島県土木建築局建設産業課

(ページ)

1	事業内容等	1
2	助成金の申請者	1
3	対象労働者	2
4	助成金の概要	2
5	助成金の支給申請等	3
6	その他	5

新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金募集要領

1 事業内容等

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱に基づき助成金を支給します。

2 助成金の申請者

本助成金の支給申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者となります。

なお、申請者が、要件を満たしていないにも関わらず、本助成金の支給の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本助成金の支給の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (1) 令和元年度及び令和2年度（平成31年度及び平成32年度）において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの
- (2) 令和元年度及び令和2年度（平成31年度及び平成32年度）において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの
- (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの
- (4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの

3 対象労働者

雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用（広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。）されていないこと。
- (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。
- (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者（ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。）であり、原則、雇用期間の定めのないこと。
- (5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

4 助成金の概要

申請者が対象労働者を雇用した場合に予算の範囲内において助成金を支給します。

(1) 助成金額

月額（上限）	総支給額（上限）	助成対象期間
20万円/月	120万円 (20万円/月×3か月×2期)	6か月間を上限とし、 令和4年3月実績まで

本助成金は、対象労働者1名につき月額20万円を上限に、申請者が対象労働者に支払った月額の賃金に相当する額に対し、起算日[※]から最初の3か月を第1期の支給対象期とし、次の3か月を第2期の支給対象期として、3か月ごとに2期にわたり支給します。

※ 起算日は、賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日とし、雇入れ日が賃金締切日の場合は雇入れ日の翌日、雇入れ日が賃金締切日の翌日の場合は雇入れ日とします。

(2) 予算総額

48,000万円

(3) 助成の人数

1社につき10名限りです。

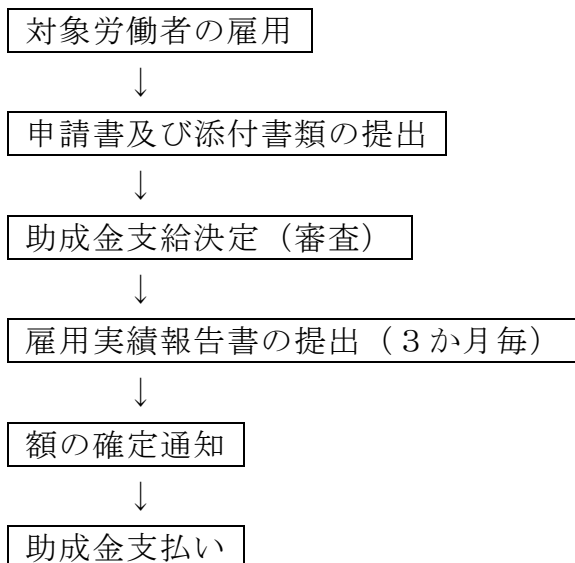
(4) 適用期間

令和3年2月1日（月）から令和3年9月30日（木）まで。

※ この期間に対象労働者を新たに雇い入れる申請者が当該助成の適用対象となります。

5 助成金の支給申請等

(1) 支給までの流れ



(2) 支給申請

ア 本助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して2か月以内に、次の「提出書類一覧（支給申請）」に示す申請書及び添付書類により申請してください。

【提出書類一覧（支給申請）】

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給申請書（様式第1号）

(イ) 添付書類

- a 雇用契約を証する書類（契約書等の写し）
- b 継続雇用する旨の誓約書
- c 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること証する書類（離職票等の写しなど）
- d 対象労働者の住所を証する書類（対象労働者の住民票等）
- e 履歴書等（対象労働者の雇い入れ前6か月間の職歴に関する記述があること）
- f 源泉徴収票（対象労働者の雇い入れ前6か月間の前職に係るもの全て）

- g 対象労働者が週30時間以上勤務することが分かる資料（上記 a の雇用契約を証する書類で確認できる場合は省略可）
 - h 申請者（事業主）に県税の滞納がないことが分かる資料（県税納税証明書（原本））
 - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、融資や各種支援事業等を利用するために、県税に係る納税証明書の交付が必要な場合（本助成金の申請を含む。）は、証明書の交付手数料が免除されます。
 - i 広島県が発注した建設工事又は測量、建設コンサルタント等業務に下請負人又は再委託人としての実績を有することを証する書類
 - ※ 「2 助成金の申請者」（3）及び（4）に該当する者に限る
 - j その他知事が必要と認める書類（会社（社内）休日カレンダー等）
- イ 申請書は、本募集要領で定める様式を使用するものとし、申請書及び添付書類の用紙の大きさは、原則A4縦、文字色は黒、印刷は両面印刷とする。
- ウ 申請書を1ページとし、添付書類に2ページ、3ページとする通し番号（ページ番号）を書類下部中央に付し、左上1か所をホッチキスで留めて提出してください。なお、添付資料は、既存のものを活用することも可能です。
- エ 申請書及び添付書類は、返却しませんので予め御了承ください。
- オ 申請書及び添付書類の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- なお、追加資料の提出を求めた際に、当方が定める期日までに提出がない場合は、助成対象外とすることがあります。

（3）助成決定

本助成金については、提出いただいた申請書及び添付書類により申請内容を審査の上、支給の決定をします。

（4）申請の取り下げ

申請を取り下げる場合は、本助成金の支給決定通知を受けた日から起算して30日以内に、取下届出書（様式第2号）を提出してください。

（5）雇用実績報告書の提出

申請者は、本助成金の支給の対象となる対象労働者に係る第1期及び第2期の支給対象期を経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から起算して30日以内*に、次の「提出書類一覧（実績報告）」を提出する必要があります。

※ 提出期限の日が、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日の場合は、その前の開庁日までに提出する必要があります。

【提出書類一覧（実績報告）】

ア 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成事業に係る雇用実績報告書（様式第3号）

イ 添付書類

（ア）健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者証の写し

（イ）月額賃金の支払実績が分かる資料（給与台帳等）

（ウ）雇入れ前6か月間を含む年度の所得証明書等

（エ）口座振替依頼書

（オ）その他知事が必要と認める書類

※ ただし、添付書類のうち（ウ）については所得証明が発行可能である期間に最初に到来する実績報告時に1回のみ提出、（エ）については第2期の報告の際には省略可能

（6）助成金の支払等

本助成金は、雇用実績報告書の内容を確認し、助成金の額を確定した上で、精算払により支払います。

6 その他

（1）各提出書類は、代表者職印を押して持参又は郵送してください。（郵送の場合は、封筒の表に「新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金」と朱書きしてください。）

なお、提出いただいた申請書及び添付書類による書類審査を行いますので、持参していただく場合には、予め建設産業課入札制度グループへ連絡をしていただくようお願いします。

また、郵送による提出の場合は、主たる営業所において県職員が書類の確認をしますので、対応をお願いします。

【提出先等】

○ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ

○ 電話

（082）513-3821

○ 受付時間

午前9時から午後4時まで（午前11時から午後1時までの間を除く。）

の開庁日

(2) 申請書及び添付書類等の作成経費について

本助成金の支給申請等に当たって要した申請書等の作成経費は、助成の決定の可否を問わず、一切支給しません。

(3) 提出された申請書及び添付書類の取扱いについて

提出された申請書及び添付書類の機密保持については、本助成事業実施のためにのみ使用することとします。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、開示請求があった場合を除きます。

(4) 注意事項

ア 県の調査

県は必要に応じて本助成金に係る調査（書面・立入等）を行うことがあります。この場合、支給対象者に対しても、調査への協力を義務付けるものとしします。

イ 経理文書等の保存

助成事業者は、本助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本助成事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

ウ 確定検査等への協力について

助成事業者は、実績報告書に基づき県が行う確定検査に応じなければなりません。

また、本助成事業終了後、助成事業の成果等を確認するため、県が行う調査に3年間協力していただきます。

なお、本検査等に御協力いただくことを前提に本助成金を支給しますので、御協力をいただけない場合は、本助成金の返還を求める場合があります。

エ 助成金の返還等

虚偽申請・不正受給等が認められる場合は、本助成金を返還していただくとともに、後日、指名除外の措置を行うことがあります。

また、会社名、不正等事案の内容等を公表します。

(虚偽・不正等の例)

- ・雇用の実態がない。
- ・本助成金受給後に不自然な退職があった。